配当公告

富山県高岡市蓮花寺二〇六番地の一
破産者　株式会社トーカン

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成十九年（フ）第二六四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、八八〇、七四三、九五三円
（内優先債権額　金五、三五五円）

一、配当することのできる金額
金一一四、三一〇、九二五円
（内優先債権額　金五、三五五円）

平成二十五年四月二日
富山市本町七番七号沖田ビル三階
破産管財人　弁護士　高野　由雄

配当公告

岐阜県岐阜市二番町一三番地
破産者　有限会社豊和商事

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十四年（フ）第六〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三、一四四、九四九、七四七円

一、配当することのできる金額
金一九、九〇一、七二八円

平成二十五年四月二日
岐阜市若宮町九丁目四番地大久保ビル二階
破産管財人　大久保　等

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県遠田郡美里町二郷字蔵人主一号二五番地、最後の住所宮城県塩竈市新浜町二丁目二二番一三号　被相続人　亡　門間　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二日
宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号グランドメゾン片平四階
相続財産管理人　弁護士　北爪　賀章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市高井町一丁目二番地一一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐藤　良幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二日
群馬県高崎市下小鳥町九二番地三
相続財産管理人　飯塚　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市高井町一丁目二番地一一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐藤トモエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二日
群馬県高崎市下小鳥町九二番地三
相続財産管理人　飯塚　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市日暮七丁目二六五番地三、最後の住所千葉県松戸市日暮七丁目二六五番地の三　被相続人　亡　椛澤　髙夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二日
事務所千葉県千葉市中央区長洲一丁目二二番三号羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　町田　敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座六丁目四番地六、最後の住所千葉県松戸市常盤平一丁目二六番地の一常盤平コーポ一〇五号
被相続人　亡　森岡都留子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二日
千葉県我孫子市本町二―三―一九　西田ビル二階　あびこ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　辻　慎也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市脇之島町七丁目一八番地四、最後の住所茨城県龍ケ崎市小柴四丁目二番地C三―二　被相続人　亡　竹下　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二日
事務所東京都千代田区麹町五―三―三麹町KSスクエア四階シリウス総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　廣瀬健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区南水元一丁目二五六一番地、最後の住所東京都葛飾区青戸三丁目三番二―四〇三号　被相続人　亡　井上　博之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二日
東京都新宿区新宿二―一―七井門新宿御苑ビル二階九段法律事務所
相続財産管理人　弁護士　五十嵐康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市築添町一七一三番地二、最後の住所熊本市四方寄町二一三番地
被相続人　亡　本嶋　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二日
事務所東京都千代田区平河町二丁目四番一六号平河中央ビル二階ルネス総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小杉　公一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市川崎区日進町一番地、最後の住所川崎市川崎区日進町一番地サンスクエア川崎二―五〇五　被相続人　亡　小林　靖博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二日
川崎市幸区幸町二丁目六九〇番地九ヴィラ多摩川一〇三　村上裕一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村上　裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市藤ノ木台四丁目八番、最後の住所奈良県大和高田市昭和町八番一一―七〇二号　被相続人　亡　武田　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二日
神奈川県川崎市川崎区宮前町八番一三号大幸ビル四階ＡＬＩＶＥ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

第37期決算公告　平成25年4月2日

茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋字観音下403番2

株式会社キユーソーエルプラン東日本

代表取締役　和田　文義

貸借対照表の要旨（平成24年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	566,121
	固定資産	25,874
	合計	591,995
負債及び純資産の部	流動負債	368,115
	固定負債	15,330
	株主資本	208,579
	資本金	20,000
	利益剰余金	188,579
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	183,579
	（うち当期純利益）	(37,010)
	評価・換算差額等	△29
	合計	591,995